

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	さくらインターネット株式会社
【英訳名】	SAKURA Internet Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 邦裕
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町一丁目8番14号
【電話番号】	06（6265）4830（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 川田 正貴
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町一丁目8番14号
【電話番号】	06（6265）4830（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 川田 正貴
【縦覧に供する場所】	さくらインターネット株式会社 東京支社 （東京都新宿区西新宿二丁目7番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	1,755,379	6,204,928
経常利益(千円)	76,057	85,171
四半期純利益又は当期純損失() (千円)	114,340	619,786
持分法を適用した場合の投資損失 (千円)	6,662	-
資本金(千円)	895,058	895,058
発行済株式総数(株)	44,988	44,988
純資産額(千円)	1,053,306	932,055
総資産額(千円)	4,819,845	5,097,779
1株当たり純資産額(円)	22,077.83	19,536.25
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額() (千円)	2,541.58	18,262.31
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	2,536.37	-
1株当たり配当額(円)	-	-
自己資本比率(%)	20.6	17.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	118,358	-
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	163,753	-
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	288,640	-
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	992,222	-
従業員数(人)	157	141

(注) 1. 第9期末より連結対象の子会社がなくなったため、第10期以降の四半期連結財務諸表を作成しておりません。
 このため、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第9期は潜在株式が存在しますが、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資損失については、第9期は連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。
5. 第9期まで連結財務諸表を作成しているため、第9期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、並びに現金及び現金同等物の期末残高については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	157	(73)
---------	-----	------

（注）1 従業員数は、就業人員であります。

2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

4 前事業年度に比べて従業員数が16名増加しておりますが、この増加は主に、業容拡大に伴う企画部門の要員の採用および管理部門強化のための要員の採用をしたことによるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

詳細については、3 財政状態及び経営成績の分析 (2) サービス別の概況 に記載しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国の経済は、原油価格の高騰およびそれに伴う原材料・商品価格の上昇、サブプライム住宅ローン問題を背景とする株式・為替市場の変動等、先行きが不透明な状況となっております。

当社の事業分野であるインターネット市場につきましては、平成20年版情報通信白書によりますと、日本のインターネット利用者が、平成19年末で8,811万人（対前年比0.7%増）、人口普及率が69.0%（対前年比0.5%増）と推計されるなど、伸び率は緩やかになったものの成長を続けております。こうしたインターネットの普及により、消費をめぐる情報の流れが、これまでの企業が消費者に向けて発信する一方的なものから、双方向的なものに変わりつつあります。

このような状況の中、当社では経営基盤の確立と財務体質の強化を図るべく、データセンター運営の効率化の推進、平成20年5月には基幹回線であるバックボーン容量の137Gbpsへの増速、幅広い顧客ニーズに対応するためのサービスの改良などを行ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の業績は、売上高1,755,379千円（前年同期比20.7%増）、経常利益76,057千円（前年同期比248.0%増）、四半期純利益114,340千円（前年同期比1,904.1%増）となりました。

(2) サービス別の概況

ハウジングサービス

データセンター需要の拡大を背景とした、最新のデータセンターにおける新規顧客の増加などにより、売上高は679,995千円となりました。

専用サーバサービス

プランの追加・改定、新たなOSバージョンへの対応、および新モデルサーバなど最新機器の提供等、幅広い顧客ニーズへの対応により、売上高は517,458千円となりました。

レンタルサーバサービス

「さくらのレンタルサーバ ビジネスプロ」など、コストパフォーマンスに優れた顧客満足度の高いサービスが堅調に伸び、売上高は218,317千円となりました。

その他のサービス

レンタルサーバサービスの顧客増加との相乗効果によるドメイン取得代行手数料として売上高73,716千円、機器販売・コンサルティング等による売上高163,881千円などにより、その他のサービスの売上高は339,606千円となりました。

サービス区分別の状況

サービス区分		当第1四半期会計期間		前第1四半期会計期間	
		売上高(千円)	構成比率(%)	売上高(千円)	構成比率(%)
ハウジングサービス	売上高	679,995	38.7	501,911	34.5
専用サーバサービス	売上高	517,458	29.5	417,531	28.7
レンタルサーバサービス	売上高	218,317	12.4	154,694	10.7
その他サービス	売上高	339,606	19.4	379,623	26.1
合計	売上高	1,755,379	100.0	1,453,760	100.0

(3) 資産、負債及び純資産の状況

資産

流動資産は、前事業年度末に比べ293,298千円減少し、1,552,974千円（前事業年度末比15.9%減）となりました。主な要因は、有利子負債の返済等に伴う現金及び預金の減少333,290千円、売上増加に伴う売掛金の増加65,731千円、たな卸資産の簿価切下げ等に伴う貯蔵品の減少20,905千円によるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べ15,364千円増加し、3,266,871千円（前事業年度末比0.5%増）となりました。主な要因は、建物の減少63,919千円、サンシャインデータセンターの閉鎖に伴う減損処理等を含む工具、器具及び備品の減少63,444千円、繰延税金資産の増加35,652千円等に伴うその他の固定資産の増加によるものです。

この結果、当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ277,934千円減少し、4,819,845千円（前事業年度末比5.5%減）となりました。

負債

当第1四半期会計期間末の負債の合計は、前事業年度末に比べ399,185千円減少し、3,766,538千円（前事業年度末比9.6%減）となりました。主な要因は、法人税の支払に伴う未払法人税等の減少130,213千円、短期借入金の減少160,000千円、一年内返済予定を含む長期借入金の減少75,999千円、サービス利用申込の増加に伴う前受金の増加

62,207千円によるものです。

純資産

当第1四半期会計期間末の純資産の合計は、前事業年度末に比べ121,250千円増加し、1,053,306千円（前事業年度末比13.0%増）となりました。主な要因は、四半期純利益114,340千円の計上によるものです。

(4) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金および現金同等物は333,290千円減少し、当第1四半期末残高は992,222千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税引前四半期純利益49,506千円、減価償却費146,262千円、前受金の増加額62,207千円、未払消費税等の減少額72,016千円、売上債権の増加額65,731千円および法人税等の支払額134,982千円等により、118,358千円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出143,934千円および敷金及び保証金の差入による支出19,699千円等により、163,753千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期借入金の返済による支出160,000千円、長期借入金の返済による支出75,999千円およびリース債務の返済による支出52,637千円等により、288,640千円の支出となりました。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額はありません。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当社では、データセンター設備の高い稼働率を維持することを目的とした設備投資を行っております。当第1四半期会計期間における設備投資総額（有形固定資産およびソフトウェアの受入ベース数値、金額には消費税等は含まれておりません。）は132,623千円であり、主な設備投資については、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
西新宿データセンター (東京都新宿区)	サーバー器材等	1,975	61,145	-	63,121	27 (22)
堂島データセンター (大阪市北区)	サーバー器材等	-	37,146	154	37,300	5 (16)

(注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

2 金額には消費税等は含まれておりません。

(2) リース契約による主な賃借設備（賃貸借処理したもの）

当第1四半期会計期間において、リース契約による主な賃借設備に重要な異動はありません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	124,000
計	124,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	44,988	44,988	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1
計	44,988	44,988	-	-

(注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 提出日現在発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成16年3月10日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）（注）1	260
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） （注）2.3	260
新株予約権の行使時の払込金額（円） （注）2.3	50,000
新株予約権の行使期間	自平成18年3月11日 至平成21年3月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）（注）3	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由がある場合はこの限りではない。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が新株予約権行使価額を下回る価額で新株式を発行（新株予約権の行使並びに平成13年改正旧商法280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。）する場合には、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年11月15日開催の取締役会において、平成16年12月22日をもって平成16年12月1日最終の株主名簿に記載された株主の所有普通株式数を1株につき2株の割合をもって分割することを決議いたしました。この結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	324
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	324
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	291,394
新株予約権の行使期間	自平成20年6月28日 至平成23年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 329,000 資本組入額 164,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または使用人の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役または使用人の地位を失った場合であっても、任期満了による退任あるいは定年退職した結果、当社の取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合はこの限りでない。新株予約権の割り当てを受けた者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が新株予約権行使価額を下回る価額で新株式を発行(新株予約権の行使並びに平成13年改正旧商法280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)する場合には、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

- 3 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(3) で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記(4) に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4) に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(5) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記(7) に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年6月25日 (注)	-	44,988	-	895,058	729,232	-

(注) 定時株主総会決議による欠損の填補に伴う減少であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,988	44,988	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	44,988	-	-
総株主の議決権	-	44,988	-

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	104,000	97,000	86,900
最低(円)	74,300	75,100	68,900

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	992,222	1,325,513
売掛金	373,073	307,342
貯蔵品	89,108	110,014
前払費用	85,400	60,605
未収入金	18,012	65,998
その他	47,913	13,650
貸倒引当金	52,757	36,850
流動資産合計	1,552,974	1,846,273
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,337,249	1,401,169
工具、器具及び備品(純額)	910,461	847,016
有形固定資産合計	2,247,710	2,248,186
無形固定資産		
ソフトウェア	434,890	468,064
ソフトウェア仮勘定	2,929	2,929
その他	4,334	4,459
無形固定資産合計	442,153	475,452
投資その他の資産		
敷金及び保証金	380,422	360,957
投資有価証券	68,616	68,616
関係会社株式	0	1,960
長期前払費用	83,511	87,530
その他	44,455	8,803
投資その他の資産合計	577,006	527,867
固定資産合計	3,266,871	3,251,506
資産合計	4,819,845	5,097,779
負債の部		
流動負債		
買掛金	157,955	122,202
短期借入金	120,000	280,000
1年内返済予定の長期借入金	303,996	303,996
未払金	316,695	360,058
未払法人税等	8,515	138,728
前受金	1,023,179	960,971
賞与引当金	47,391	83,788
その他	397,173	387,027
流動負債合計	2,374,906	2,636,772

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
固定負債		
長期借入金	566,704	642,703
リース債務	816,123	870,657
その他	8,805	15,591
固定負債合計	1,391,632	1,528,951
負債合計	3,766,538	4,165,724
純資産の部		
株主資本		
資本金	895,058	895,058
資本剰余金	-	729,232
利益剰余金	98,179	745,394
株主資本合計	993,237	878,896
新株予約権	60,069	53,158
純資産合計	1,053,306	932,055
負債純資産合計	4,819,845	5,097,779

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	1,755,379
売上原価	1,301,372
売上総利益	454,007
給料及び手当	73,508
賞与引当金繰入額	17,887
貸倒引当金繰入額	15,906
その他	259,940
販売費及び一般管理費	367,243
営業利益	86,764
営業外収益	
受取利息	579
受取保証料	147
為替差益	1,992
営業外収益合計	2,719
営業外費用	
支払利息	13,426
営業外費用合計	13,426
経常利益	76,057
特別損失	
関係会社株式評価損	1,960
減損損失	24,590
特別損失合計	26,550
税引前四半期純利益	49,506
法人税、住民税及び事業税	4,769
法人税等調整額	69,603
法人税等合計	64,834
四半期純利益	114,340

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	49,506
減価償却費	146,262
減損損失	24,590
貸倒引当金の増減額(は減少)	15,906
賞与引当金の増減額(は減少)	36,397
受取利息及び受取配当金	579
支払利息	13,426
関係会社株式評価損	1,960
株式報酬費用	6,910
為替差損益(は益)	744
未払消費税等の増減額(は減少)	72,016
売上債権の増減額(は増加)	65,731
前受金の増減額(は減少)	62,207
たな卸資産の増減額(は増加)	20,905
仕入債務の増減額(は減少)	35,753
その他の流動資産の増減額(は増加)	23,420
その他の流動負債の増減額(は減少)	49,027
その他の固定資産の増減額(は増加)	1,126
その他の固定負債の増減額(は減少)	6,785
小計	266,497
利息の支払額	13,156
法人税等の支払額	134,982
営業活動によるキャッシュ・フロー	118,358
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	143,934
無形固定資産の取得による支出	120
敷金及び保証金の差入による支出	19,699
投資活動によるキャッシュ・フロー	163,753
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	160,000
長期借入金の返済による支出	75,999
リース債務の返済による支出	52,637
配当金の支払額	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	288,640
現金及び現金同等物に係る換算差額	744
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	333,290
現金及び現金同等物の期首残高	1,325,513
現金及び現金同等物の四半期末残高	992,222

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産については、従来、原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これにより、営業利益、経常利益および税引前四半期純利益はそれぞれ22,918千円減少しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. たな卸資産の評価方法	たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)			前事業年度末 (平成20年3月31日)		
1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,265,192千円です。			1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,158,208千円です。		
2 偶発債務 債務保証			2 偶発債務 債務保証		
保証先	金額(千円)	内容	保証先	金額(千円)	内容
株式会社DOMIRU	57,072	リース債務	株式会社DOMIRU	63,921	リース債務
計	57,072		計	63,921	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表の現金及び預金残高は一致しております。

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 44,988株

2.自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 60,069千円

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

5.株主資本の金額の著しい変動

平成20年6月25日付で会社法第448条第1項および452条に基づき、利益準備金2,880千円、資本準備金729,232千円を減少させ、繰越利益剰余金の欠損の填補を行いました。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	0
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	3,272
持分法を適用した場合の投資損失の金額(千円)	6,662

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価の株式報酬費用 3,016千円

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 3,893千円

2. 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 22,077 円 83 銭	1株当たり純資産額 19,536 円 25 銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,541 円58 銭
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,536 円37 銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	114,340
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	114,340
期中平均株式数(株)	44,988
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
普通株式増加数(株)	92
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権 普通株式 324株 なお、これらの概要は「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

リース取引残高は、前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

さくらインターネット株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺澤 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 敏宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているさくらインターネット株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、さくらインターネット株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用して四半期財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。